

平成29年3月17日 臨時教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

・平成29年3月17日（金） 午後2時 ～ 午後4時30分

・教育委員会室

2 出席者

教育長	松川 禮子	事務局職員	
委員	稲本 正	副教育長	安福 正寿
委員	土屋 嶮	教育次長	高木 俊明
委員	野原 正美	義務教育総括監	水川 和彦
委員	森口 祐子	総合教育センター長兼教育研修課長	折戸 敏仁
(月村時子委員は欠席)		教育総務課長	國島 英樹
		教育総務課教育主管	堀 貴雄
		教育財務課長	小林 法良
		教職員課長	坂井 和裕
		教職員課福利厚生室長	森部 圭一
		教職員課教育主管	服部 照
		学校安全課長	服部 和也
		学校支援課長	北岡 龍也
		学校支援課教育主管	古賀 英一
		学校支援課教育主管	高田 広彦
		特別支援教育課長	林 雅浩
		社会教育文化課長	土井 信之
		体育健康課長	古田 憲司

3 議事日程等

議第1号～議第5号、議第31号及び事務局報告（1）について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成29年3月6日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 ( ) 書きは事務局発言
<b>議第1号</b>	<b>平成29年度定期人事異動について（非公開案件・事務局限定）</b>
	<p>平成29年度定期人事異動について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
<b>議第2号</b>	<b>教職員の懲戒処分について（非公開案件・事務局限定）</b>
	<p>教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
<b>議第3号</b>	<b>岐阜県立高等学校の活性化に関する平成28年度の検討まとめについて（非公開案件）</b>
	<p>岐阜県立高等学校の活性化に関する平成28年度の検討まとめについて諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
<b>議第4号</b>	<b>新子どもかがやきプランについて（非公開案件）</b>
	<p>新子どもかがやきプランについて諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
<b>議第5号</b>	<b>岐阜県いじめ防止等対策審議会委員の任免について（非公開案件）</b>
	<p>岐阜県いじめ防止等対策審議会委員の任免について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
<b>議第6号</b>	<b>懲戒処分の指針の改正について</b>
<p>教育総務課長</p>	<p>懲戒処分の指針の改正についてお諮りする。 このことについては、生徒の個人情報に記載された文書の紛失対策によるものであるため、その経緯を簡単にご説明する。</p> <p>生徒の個人情報に記載された文書の紛失は平成26年度の前半に何件も発生したため、その年の9月に、個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリストを作成し、対策に力を入れてきた。作成後、平成26年度は紛失事案がなかったが、平成27年度に4件、今年度も、現在までに4件発生している。</p> <p>特に、今年度の長良高校の事案については、校長が把握したのは11月であったが、実際に紛失の疑いがあったのは6月下旬であった。このことを重く考え、マニュアルの改訂と、指針の改正の検討を行った。</p> <p>マニュアルについては、資料の131頁から142頁に掲載している。下線部が追加した記述であり、管理の徹底などを追加した。また、個人情報の紛失等の可能性がある場合の対応について追加した。こうした内容で2月に改訂を行い、校長会等を通じて、各県立学校に徹底を図った。これと合わせ、今回、指針の改正を行うものである。</p> <p>これまでは、生徒の個人情報に記載された文書の紛失について、不適正事務処理として一括りで取り扱ってきたが、6児童生徒に関する非違行為等関係に、(3)として、個人情報の盗難、紛失及び流出という項目を設けた。</p>

	<p>これについては2種類あり、アとして、「個人情報の管理を著しく怠ったことにより、児童生徒に係る重要な個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させた教職員は、減給又は戒告とする。」とした。また、イとして、「許可なく持ち出した児童生徒に係る重要な個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させた教職員は、停職、減給又は戒告とする。」とした。説明は以上である。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議第6号について、挙手により採決する。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>全員賛成により原案のとおり可決する。</p>
<p><b>議第7号</b> <b>議第8号</b></p>	<p><b>岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について</b> <b>岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について</b></p>
<p>学 校 支 援 課 長</p>	<p>岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則及び岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について、一括してお諮りする。</p> <p>今回の規則改正は、死亡した生徒等に係る除籍の規定を整備するものである。具体的には、「死亡した生徒について当該生徒を除籍するもの」とすること加えて、いわゆる「居所不明」とされる「長期にわたり行方不明である生徒について当該生徒を除籍することができるもの」という規定を、新たに加えるものである。</p> <p>現行の「岐阜県立高等学校管理規則」において、「校長は、正当な理由がなく授業料又は入学金を滞納している生徒を除籍することができる」ことを規定している。しかしながら、これ以外の除籍に関する規定が設けられていないことから、在学中に死亡した生徒については、当該生徒の保護者から事後に「退学願」を提出いただき、死亡した日に遡って退学したものとして処理せざるを得なかった。</p> <p>また、高等学校へ入学した後に諸事情により国外に出国したまま連絡が付かなくなった生徒について、当該生徒の学籍が継続して残ってしまったりするといった、事務手続上の課題が生じている。</p> <p>このため、今般の規則改正により、死亡した生徒の保護者の方に、無用の心理的負担を強いることを回避するとともに、行方不明等により高等学校への復帰がおおよそ想定されない生徒については、適切に対応することにより、学校における学籍の管理を適正化することを目的としている。</p> <p>なお、行方不明等により除籍された生徒については、その後の事情変更により、居所等が明らかになり、再び高等学校に通うことを希望する場合は、除籍の日から1年以内であれば復学することができることとしており、その旨を併せて新たに規定することとしている。</p> <p>県立特別支援学校については、入学金及び授業料が発生しないため、これまで除籍の手続について特段の規定は設けられていなかったが、今般、高等学校管理規則の改正と足並みを揃え、同様の規定の整備を行うこととしている。</p> <p>これらの規則改正については、本日の会議において可決いただいた上は、平成29年4月1日から施行することとしている。説明は以上である。</p>
<p>森 口 委 員</p>	<p>今までは、例えば、事故で亡くなった児童生徒をもつ保護者の方が、子どもが生きている証として、卒業名簿に載せておきたいといったことから規定がなかったのか。</p>
<p>学 校 支 援 課 長</p>	<p>今回の改正は、そういった事情でない。 今までは死亡した生徒等に係る規定がなかったため、死亡しても学籍だけはずっと残っている状態であった。生徒はいないので卒業させることはできない。保護者の方には、生徒が死亡した後、わざわざ退学願を提出いただき、籍を抜く手続きをとっていた。今後は、そういった手続きをとらなくても、処理ができるようにするものである。</p>

ホームページ公開用

教育次長	例えば、卒業アルバムには、亡くなられた生徒の保護者の了解を得て、載せるなどの対応をとるが、この改正とは別のものである。
土屋委員	卒業証書などを亡くなった生徒に授与することをよく聞く。厳格に規定すると、そういったことが難しくなるのではないか。
学校支援課長	その点については、正式な卒業証書であるかどうかといった問題もあるが、従来通りの対応になる。 今までも、正式には（単位未履修、未修得などにより）亡くなった生徒が卒業することはできないので、同じ対応となる。
教育長	議第7号及び8号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<p><b>議第9号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について</b></p> <p><b>議第10号 岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程の一部を改正する訓令について</b></p>	
教職員課長	学校教育法施行細則の一部を改正する規則及び岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程の一部を改正する訓令について、お諮りする。 内容については、平成29年4月1日から県内に、桑原学園と白川郷学園の義務教育学校2校が設置されることに伴い、従来、小学校及び中学校であった記載を、小学校、中学校及び義務教育学校に改めるものなどである。説明は以上である。
教育長	議第9号及び第10号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<p><b>議第11号 岐阜県知事の補助機関たる職員に対する教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則について</b></p> <p><b>議第12号 教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則について</b></p> <p><b>議第13号 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程の一部を改正する訓令について</b></p> <p><b>議第14号 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について</b></p> <p><b>議第15号 岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について</b></p> <p><b>議第16号 岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令について</b></p> <p><b>議第17号 岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則について</b></p> <p><b>議第18号 岐阜県教育委員会事務局及び岐阜県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則について</b></p> <p><b>議第19号 岐阜県教育委員会事務局職員等の服務規程の一部を改正する訓令について</b></p> <p><b>議第20号 岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令について</b></p> <p><b>議第21号 岐阜県教育委員会事務局職員等のき章に関する規程の一部を改正する訓令について</b></p> <p><b>議第22号 岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について</b></p> <p><b>議第23号 岐阜県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について</b></p>	

- 議第 24 号 岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則を廃止する規則について
- 議第 25 号 岐阜県立学校以外の教育機関の名誉館長等に関する規則の一部を改正する規則について
- 議第 26 号 職員のサービスの宣誓に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議第 27 号 岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則について
- 議第 28 号 岐阜県博物館管理規則の一部を改正する規則について
- 議第 29 号 岐阜県教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令について
- 議第 30 号 岐阜県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について

教育総務課長

議題 11 号の岐阜県知事の補助機関たる職員に対する教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則から、議第 30 号の岐阜県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について、一括してお諮りする。

社会教育等の事務の移管については、今議会においても、度々取り上げられており、資料 187 頁に、自民党の代表質問として藤塚議員が行った質問に対して、知事が答弁した結果を掲載している。ポイントとしては、「本県としては、諸々の文化施設を更に一体的に運営するとともに、文化と地域振興、観光振興との効果的な連携を図るため、文化の保存から伝承、発信、そして振興にいたる一貫した取組みを、知事部局で一元的に推進することとした」ことである。

この事務の移管により、教育委員会の組織図は、資料 189 頁のとおりとなり、社会教育文化課及び図書館、高山陣屋管理事務所、文化財保護センター、博物館の 4 つの文化施設が、知事部局の所管となる。

なお、これとは別に、特別支援学校に、岐阜清流高等特別支援学校が加わる。

議第 13 号から議第 30 号までは、これらの事務の移管に伴い、社会教育文化課や、県立学校以外の教育機関がなくなるため、規則等から、そういった文言を取り除くなどの整理を行うものである。

議題 11 号については、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、教育委員会委任の権限に属する事務の一部を、知事部局の職員に委任、又は補助執行させることを定めるものである。

また、議第 12 号は、教育長に委任する事務を規定するものである。これまでは、資料 192 頁の 1 に記載している「文化財の指定、仮指定および解除を行うこと」と「法令等の規定に基づく附属機関の委員を委嘱し、又は解嘱すること」については、教育長に委任しないこととしていたが、今後は、教育長に委任するように改正する。

なお、ここにある「附属機関委員を委嘱し、又は解嘱」について、具体的には、図書館や博物館の教委議会委員の任免を含んでいる。

今後は、これらについての審議を、教育の諸課題についての議論にシフトしていくことになる。

また、教育委員会議における事務局報告については、今後、教育委員会の場でご議論いただく「事務局報告（政策）」と、単に情報を共有する「事務局報告（その他）」に分ける。

なお、「事務局報告（政策）」の例示としては、子どもかがやきプランなど、教育委員会としての方針を定める計画等の審議や、附属機関の審議状況、文部科学省等からの全国調査、主要な法律の改正等、児童生徒の生命、身体、人権に関する事案、教員の不祥事、児童生徒の問題行動等のうち、影響が大きいと推測される事項の審議である。

説明は以上である。

ホームページ公開用

<p>教 育 長</p>	<p>この審議の背景は、文化行政を知事部局での一元化することである。環境生活部に、県民文化局が設置され、そこに社会教育文化課で行っていた事務が移管される。</p> <p>知事答弁を読んでもらうと、その背景となる考え方が分かっていただける。今回の議会でも多くの質問があり、文化行政の多くは平成8年から知事部局で行っていたが、一般の方は、教育委員会で行われていたと認識されていた。なお、近年では、美術館と近代陶芸美術館が、知事部局に、同じように移管されている。</p> <p>また、社会教育についても、平成12年に知事部局に生涯学習に関する事務を行う課が設置され、教育委員会から移管されている。</p> <p>なお、美術館と近代陶芸美術館が知事部局に移管されたのちも、これらの協議会委員の任免については教育委員会で審議していたが、教委育総務課長から説明があったように今後は教育長に委任することとする。</p>
<p>稲 本 委 員</p>	<p>今後、図書館や美術館等について、教育に関係する事項の報告はあるのか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>知事答弁の中に、文化に関することについて、教育委員会とは、密接に連携をとり、総合教育会議の場でも議論していく旨、答弁している。</p> <p>教育大綱の中にも、文化やスポーツについての項目があるため、必要があれば、ご議論いただくこともできる。</p> <p>なお、催し物の案内等については、今後ともご連絡する。</p>
<p>野 原 委 員</p>	<p>博物館や図書館については、学校教育とも密接な関係にあるが、教職員の方で博物館や図書館に勤務される方は、今後いなくなってしまうのか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>今までと変わらない。今回の異動により、教育委員会の職員は353名のうち100名が知事部局に異動となるが、その中に、図書館や博物館、県民文化局のなどに勤務する教員籍の方が40名ほどいる。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議第11号～第30号について、挙手により採決する。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>全員賛成により原案のとおり可決する。</p>
<p><b>議第31号 職員の表彰について</b></p>	
<p>職員の表彰について諮り、可決された。</p> <p>本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	

<b>事務局報告</b>	
<b>(1) 訴訟案件のその後の経過について (非公開案件)</b>	
<p>訴訟案件のその後の経過について報告した。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<b>(2) 平成28年度岐阜県における児童生徒の学習状況調査の結果について</b>	
学校支援課 校長	<p>本年1月に全県で実施した平成28年度岐阜県における児童生徒の学習状況調査の結果について、ご報告する。</p> <p>本調査は、全県的な児童生徒の学習状況を把握・分析することにより、各学校において児童生徒の学力向上を図るための指導改善サイクルを確立するとともに、県教育委員会及び市町村教育委員会の学力向上施策を改善することを目的とするものである。</p> <p>この調査は、毎年度実施しており、実施学年や対象教科、実施校数等の概要については、別冊資料1頁の1に記載のとおりである。</p> <p>2において、今回の調査結果の概要をお示ししている。分量も多いため、端的に大まかな傾向を申し上げると、(2)にお示ししているように、自分の考えを書いたり、学習したことと日常生活を結び付けて考察したりする、応用的な能力は着実に身に付けていると考えられるが、(3)にお示ししているように、漢字の読み書きや計算など、基礎的・基本的な能力については未だ課題が多いといったように、これまでの調査結果と同様の状況にある。</p> <p>この調査結果を踏まえ、県教育委員会としては、3にお示ししているような様々な施策に取り組んでいる。各施策の詳細のご説明は省略させていただくが、今後も、特に課題として明らかである基礎的・基本的な学力を確実に定着させるため、市町村教育委員会や各学校と方向を向いて取り組んでいきたい。</p> <p>本日、机上に漢字の学習プリントを置かせていただいているが、岐阜県では、漢字の読み書きについて毎年よくない結果となっているため、各学校に意識してもらうこともあり用意している。説明は以上である。</p>
野原委員	この漢字学習プリントはどのように利用するのか。
学校支援課 校長	<p>学校単位で配付しているので、例えば、授業において、授業時間の終わりにまとめの学習として使ったり、宿題にしたり、各学校の実態に応じて利用いただくことを想定している。</p> <p>中身を見ていただくと分かるが、漢字の練習を2回ずつ行って、読み書きの両方を練習できるようになっている。こういったものを1つずつクリアしていくことで、学力や、学習習慣を身に付けてもらうことを目的とした教材である。</p>
野原委員	児童一人一人に配られるのか。
学校支援課 校長	学校単位で配付し、児童一人一人には配らない。
稲本委員	<p>漢字については、偏など、その成り立ちが理解できるように学べるとよい。私は、理科系のため、コンピュータがあるので覚える必要はないと思ったこともある。</p> <p>理屈で覚えられると良い。</p>

## ホームページ公開用

学校支援課長	<p>稲本委員のご指摘のとおり、岐阜県の子どもについては、漢字の成り立ちや、偏の造りの意味など、国語の基礎的・基本的部分について弱いという実態がある。</p> <p>このことについては、国が行っている学力調査も含め、調査の結果を受けて、指導改善説明会を実施し警鐘を促している。今回の学習プリント以外にも、各学期末に、夏休みや冬休みにしっかりと身に付けて欲しいことをメッセージとして出している。その中で稲本委員が仰られたことも取り上げている。その他、辞書の使い方など、基本的な学習内容や学習習慣を定着させる取組を行っている。</p>
<p><b>(3) 岐阜県における全国レベルの表彰について</b></p> <p><b>(4) 平成29年度教育委員会行事予定について</b></p>	
教育総務課長	<p>岐阜県における全国レベルの表彰について、文化部門、及びスポーツ部門の2月分を掲載しているので、ご確認いただきたい。</p> <p>また、平成29年度教育委員行事予定について、前回からの変更点は、5月29日(月)の定例教育委員会の時間が午後1時からとなり、その後、午後3時から総合教育会議を開催する予定である。</p>
<p><b>その他</b></p>	
社会教育文化課長	<p>来年度からは知事部局に移管されるが、教育委員会とは密接な関係のある事業が多いため、来年度以降もよろしくお願いたい。</p> <p>岐阜県博物館で4月22日から「関ヶ原」の企画展が開催される。これは、今年、信長が岐阜に入城して450年となることを記念して岐阜市が行っている450プロジェクトに協賛したものである。</p> <p>また、岐阜県図書館で6月4日に「小島信夫文学賞受賞式・講演会」が行われるのでお知らせする。</p>
<p><b>閉会</b></p>	
<p>午後4時30分、閉会を宣言する。</p>	